

市第119号議案

横浜市中央と畜場条例の一部改正

横浜市中央と畜場条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市中央と畜場条例の一部を改正する条例

横浜市中央と畜場条例（昭和34年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア(ア)中「600円」を「1,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市中央と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市中央と畜場のと室使用料を改定するため、横浜市中央と畜場条例の一部を改正したいので提案する。